

# 武蔵野市住民投票制度に関する 有識者懇談会

第1回（令和5年7月4日）

資料2

1	本日のテーマ	p3
2(1)	これまでの経過	p4
2(2)	平成28～令和元年度、自治基本条例の検討	p5
2(3)	自治基本条例（仮称）に関する懇談会における検討	p6
2(4)	自治基本条例に基づく住民投票制度	p11
2(5)	令和3年度住民投票条例案の検討	p14
2(6)	令和3年度住民投票条例案	p16
2(7)	令和4年度	p17
2(8)	令和5年度当初予算案審議	p18
3	本市の政策過程と二元代表制、市民参加	p19
4	自治基本条例に基づく市民参加の手続き	p23
5	今後の議論の進め方（案）	p25

# 1 本日のテーマ

- ① 懇談会の設置趣旨の確認
- ② 自治基本条例に基づく住民投票制度についてフリーディスカッション  
(これまでの議論の振り返り)
- ③ 考え方の整理が必要な論点は何か？

本日のテーマ	使用資料
① 懇談会の設置趣旨の確認	資料1 武蔵野市住民投票制度に関する有識者懇談会設置要綱 資料2 p3本日のテーマ p4これまでの経緯
自治基本条例19条に基づく住民投票制度 ② フリーディスカッション (これまでの議論の振り返り)	資料2 p4これまでの経緯以降 資料2関連資料 自治基本条例（仮称）に関する懇談会関係資料 (住民投票に関する議論抜粋) 資料2関連資料 令和3年度住民投票条例案（廃案）関係資料
③ 考え方の整理が必要な論点は何か？	資料2 p25今後の議論の進め方（案）

## 2(1) これまでの経過

- 自治基本条例が常設型住民投票制度の大枠を規定して令和2年4月施行。
- 住民投票条例案が令和3年11月に上程されたが否決、廃案となった。

### 住民投票制度に関する有識者懇談会設置に至る経過

平成28年度	武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会を設置	自治基本条例の検討
平成29年度	第8回懇談会以降、自治基本条例に住民投票制度を定めることについて議論	
平成30年度	懇談会報告	
令和元年度	自治基本条例（仮称）検討委員会による検討。条例案上程、可決	
令和2年度	自治基本条例施行（住民投票について規定した第19条のみ未施行）	例住民投票条例 令和3年度 の投票 の検討
令和3年度	住民投票条例案の検討	
	住民投票条例案、否決	
令和4年度	令和5年度予算成立 住民投票制度確立に向けた論点整理に要する経費を計上	論点整理
令和5年度	住民投票制度に関する有識者懇談会を設置	

## 2(2) 平成28～令和元年度、自治基本条例の検討

### 自治基本条例の検討

平成29年										平成30年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自治基本条例（仮称）に関する懇談会												
		6/6, 27					11/17	12/12				
		→住民投票制度に関する議論									自治基本条例骨子案素案のパブコメ	
										2/15～3/12		
										市民意見交換会		
										2/25		
										市民ワークショップ		
										3/3, 10		
平成30年										平成31（令和元）年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自治基本条例（仮称）に関する懇談会												
						報告						
						自治基本条例骨子案のパブコメ				市内各コミュニティ協議会で意見交換		
						9/1～24						
市議会各会派意見聴取				議員意見交換会								
4/9, 10				8/21, 22								
令和元年										令和2年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
					条例素案		条例案上程	市議会特別委員会				
								12/16	1/29		3/21	
市内各コミュニティ協議会で意見交換					条例素案パブコメ							
令和2年										令和3年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
自治基本条例施行												

# 2(3)自治基本条例（仮称）に関する懇談会における検討

## 各回資料の内容

各回資料の内容	自治基本条例（仮称）に関する懇談会				第16回 20171212	第18回 20180117	市民意見交換会 20180225	第20回 20180514	第22回 20180911
	第7回 20170530	第8回 20170606	第9回 20170627	第15回 20171117					
1意義、目的 2自治基本条例における「住民投票制度」の論点と考え方の選択肢 (1)住民投票制度を設けることができるとするかどうか (2)「住民投票制度を設けることができる」とした場合 ①住民投票の対象をどうするか。 ②住民投票の発議をすることができる主体をどうするか。 ③市議会議員（又は市議会）による発議の条件をどうするか。 ④市民による発議の条件をどうするか。 ⑤住民投票の結果をどうするか。 1法律における住民投票 2自治基本条例における住民投票 3(2)「住民投票制度を設けることができる」とした場合 ⑥「選挙権を有する者」以外にも投票の対象を広げるか（年齢、外国人） ⑦投票数が一定未満の場合であっても開票するかどうか。 ⑧個別設置の住民投票条例と常設の住民投票条例とどちらをとるか。 1前回懇談会での宿題 2自治基本条例における「住民投票制度」の論点と考え方の選択肢 ⑨同一案件による住民投票の成立について期間の制限を設けるかどうか。 ⑩首長の発議権をどうするか。 1これまでの議論の経過 2常設型の住民投票条例を制定している60自治体の発議要件等の傾向について 3常設型の住民投票条例を制定している自治体が、発議要件をそのように定めている理由 4議論のまとめの方向性 外国人住民国籍・地域別人員表 自治基本条例骨子案素案									
資料提示	論点と考え方の整理				条例骨子案素案に向けて		条例骨子案（報告）に向けて		骨子案素案に対する意見について 懇談会で整理が必要と思われる論点 骨子案（報告）の案

## 2(3) 自治基本条例（仮称）に関する懇談会における検討

### 各回議論の内容

- まず、自治基本条例に住民投票制度を設けることについて議論された。
- その後、成立要件、投票資格者を中心に議論が深められた。

	自治基本条例（仮称）に関する懇談会 平成29, 30年度 第8回 第9回 第15回 第16回 第18回 第20回						令和3年度住民投票条例案 令和3年11月
常設型の必要性	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	①			背景、経緯
対象事項	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				第3条（自治基本条例第19条第1項に規定する境界変更） 第4条（自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項）
必要署名数	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			②	第6条（住民投票の請求）
投票結果		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	第33条（投票結果の尊重）
投票の選択肢		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				第7条（住民投票の形式）
実施時期（政策過程のいつか？）		<input type="radio"/>					
投票資格者			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	第5条（住民投票の投票資格者）
手続き			<input type="radio"/>				第10条（署名等を求めるにあたっての禁止事項）
手続き			<input type="radio"/>				第26条（住民投票運動における禁止事項）
成立要件			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			第29条（住民投票の成立要件）
投票結果の公表		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			第30条（開票結果の告示及び通知）
手続き				<input type="radio"/>			第17条（住民投票の期日）

## 2(3) 自治基本条例（仮称）に関する懇談会における検討

### 第8、9、15回懇談会の議論(1) 自治基本条例に住民投票制度を設けることについて

#### 第8、9回懇談会の議論

- ・自治基本条例に住民投票制度を設けるか否かを中心に議論が進んだ。
- ・議論は、二元代表制との関係（特に議会の議決との関係）や、対象事項、投票結果の拘束力にも及んだ。
- ・この時点での意見は、途中ではあるがおおむね以下3類型に分かれた。

- ①自治基本条例では大枠のみを規定し、具体的な事項についてはその都度条例で定め、議会の意思も反映できる個別設置型の住民投票条例での対応が望ましい。
- ②自治基本条例では大枠のみを規定し、自治体の憲法事項にあたる「廃置分合」と「境界変更」についてのみ常設型の住民投票条例を定め、その他の事項については個別設置型の住民投票条例での対応が望ましい。
- ③住民投票を積極的に認める姿勢を示すためにも、住民投票について自治基本条例で規定したうえで、常設型の住民投票条例を制定するべきである。

#### 第15回懇談会の議論

- ・自治基本条例に住民投票制度を設けることについて一致した。
- ・議会の議決を経ない対象事項として、「廃置分合」「境界変更」以外の事項を含めるか否か議論し、「実施の要件を厳しくした上で」という案②の方向性で、含めることについて一致した。

- (1)自治基本条例の中で、住民投票について規定する。
- (2)案①自治体の憲法事項にあたる「廃置分合」と「境界変更」についてのみ常設型の住民投票条例を定め、その他の事項については個別設置型の住民投票条例での対応とする。

案②住民投票の実施の要件を厳しくした上で、常設型の住民投票条例を制定することを自治基本条例の中に盛り込む。



## 2(3) 自治基本条例（仮称）に関する懇談会における検討

### 第8、9、15回懇談会の議論(2) 慎重な意見が出された事項

#### 第8、9、15回懇談会の議論で慎重な意見が出された事項

- ・「廃置分合」「境界変更」以外の事項も含めて常設型住民投票制度を設けることで一致したが、懇談会の中で意見が分かれた論点があった。

#### ①議会の議決を省略すべきか否か

- ・議会の議決が間に挟まると、そこで否決されてしまって、結局住民投票に至らないんじゃないか  
※事務局提示の案では、常設型は議会の議決を通さないことを前提としていた。

##### 【慎重な意見】

- ・市の権限に属するものは、住民投票はできるが、議会がチェックすることによって制御していく方法が何かないか
- ・議会の否決をもって最終決定とはしませんという制度をつくるのはあり得る
- ・議会が否決とか修正とかという形をとらないけれども議会としてはこう考えるという議会の見解みたいなものを決めて、これを市民は十分参考にして投票してくださいという議会の意向が表明されてもいいのではないか

#### ②「尊重する」の重み

- ・法的拘束力がない尊重型であれば、1つの意見表明の機会として制度を利用するという方法はある
- ・たとえ尊重型だとしても、議会としては当然、現実的には拘束されると思う

#### ③市の権限外、管轄外の事項を対象とするか否か

- ・尊重型であれば、ポジティブリスト、ネガティブリストという仕切りはなくなることもある

##### 【慎重な意見】

- ・してもしょうがない。そういう意思表示をしてもあまり意味がない
- ・権限のある政策方向性を問うべきということでない、投票の名をかりた衆愚政治にならないか少し懸念される
- ・要件を厳しくするならば、対象にしても構わないのではないか

## 2(3) 自治基本条例（仮称）に関する懇談会における検討

### 第16回懇談会の議論(残された論点) 意見が半々に分かれた事項

#### 第16回懇談会の議論（残された論点）

- ・ ①成立要件 50%以上の投票率という意見が多かったが、「何らかの成立要件が必要」という意見にとどめられた。また、「廃置分合」「境界変更」は成立要件を設けないとされた。
- ・ ②投票資格者に外国籍の住民も含めるか否か  
積極論と消極論、半々に分かれた。消極論には、対象事項の範囲との関係を指摘する意見もあった。座長はどちらの立場も採らず、「意見は折半されていますので、慎重にお考えください」とまとめた。

#### ②投票資格者に外国籍の住民も含めるか否か

##### 【積極論】

- ・ この人数なので、武蔵野市も住民基本台帳に記載されている外国人であれば、特別永住者でなくても投票権を広げるという方向性も、あえてやっていただきたい
- ・ 一々主観的な要素で一律に投票権があるとかないとか議論をすると、実務的には非常に難しい
- ・ 割合的にあまりいないとか、技術的に難しいとか、理由としてなかなか説明がつかない
- ・ 地域に住んでいる人でもあるので、住民投票は認めてもいいのではないかと
- ・ 可能な限り納税者の権利という位置づけで検討をしたほうが良い

##### 【消極論】

- ・ 原則は公職選挙法の選挙人の範囲であると決めておいて、これはおそらく別個の条例になるでしょうから、当事者に関係するものに関しては別途議論ができるようにしておくのがいい
- ・ そんなに多い数でもない
- ・ 選挙人名簿に外国籍住民を追加する作業が必要
- ・ この住民投票自体が、限定的な案件についてやるとはなっていない。  
例えば、国益に関するような住民投票のときに、武蔵野市の場合は大きな数ではないので問題ではないだろうが、離島とか日本国籍の住民が少なく外国人の方が多いところで同じようなスタイルでやるとしたら、大変大きな問題になるだろう。基本的には、外国人住民の方も同じように納税し、市民生活を送っているという面では、そういう問題についての投票は当然だと思っているが、そこがひっかかっている

## 2(4) 自治基本条例に基づく住民投票制度

### 自治基本条例第19条

#### 第3章 参加と協働

#### 第5節 住民投票

第19条 市長は、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合又は境界変更の申請を行おうとするときは、住民投票を実施しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市長は、市政に関する重要事項（別に条例で定めるものを除く。）について、武蔵野市に住所を有する18歳以上の者のうち、別に条例で定めるものの一定数以上から請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

3 市は、別に条例で定めるところにより成立した住民投票の結果を尊重するものとする。

4 市長は、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、その結果を公表するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

#### 付則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第19条の規定は、別に条例で定める日から施行する。

## 2(4) 自治基本条例に基づく住民投票制度

- 住民の権利として自治基本条例第3章「参加と協働」の中に規定
- 要件を満たせば必ず実施される「常設型（実施必須型）」
- 投票結果に法的拘束力のない「非拘束型（諮問型）」

### 自治基本条例19条に基づく住民投票制度

- ①廃置分合・境界変更
  - 地方自治法に基づく申請の前に必ず実施
- ②市政に関する重要事項
  - 住民発意に限定
  - 除外事項あり
  - 要件を満たせば必ず実施
- ③投票結果
  - 「尊重」法的拘束力がない
  - 成立・不成立にかかわらず公表

### 別途住民投票条例で定めることとされている事項

- 住民投票の対象から除外する事項
- 投票資格者の範囲
- 署名数
- 成立要件
- 実施するために必要な事項

## 2(4) 自治基本条例に基づく住民投票制度

### さまざまな住民投票制度との区別

投票結果に対して、憲法・法律に基づき法的拘束力が与えられているか否か

YES

#### 【拘束型住民投票】

- ・ 地方自治特別法制定（レファレンダムの例）
- ・ 議会解散請求
- ・ 議員・長等解職請求（リコール）
- ・ 合併協議会設置（イニシアティブの例）
- ・ 特別区設置
- ・ 市町村警察廃止（昭和26～28年）
- ・ 市町村合併等の現状回復（昭和23～25年）
- ・ 大規模な公の施設に係る住民投票制度  
（平成24年3月、自治法改正案→成立せず）

投票結果 = 最終的な結論

NO

#### 【非拘束型（諮問型）住民投票】

- ・ 条例に基づく住民投票

あらかじめ要件や手続きを  
条例で規定しておくか否か

YES

#### 【常設型（実施必須） 住民投票】

NO

#### 【個別設置型 住民投票】

投票結果 ≠ 最終的な結論  
長・議会による意思形成・決定過程へ

制度化された住民投票

## 2(5) 令和3年度住民投票条例案の検討

### 令和3年度住民投票条例案の検討

令和2年									令和3年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
										骨子案行政報告 2/1	
			課内協議 7/8～		選管事務局、自治法務課合同協議 9/25	10/13	11/2				
								庁内検討委員会 12/7, 15, 23	1/6, 13, 27		
										骨子案のパブコメ、市議会各会派意見聴取 2/15～3/15	
											市民意見交換会 3/7
											市民アンケート 3/10～31
令和3年									令和4年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
				素案行政報告 8/17			条例案上程	条例案否決 12/21陳情採択			
課内協議		自治法務課協議 6/7				～10/13					
庁内検討委員会		6/17, 24	7/1, 12, 20, 29		9/16						
				素案のパブコメ、市議会各会派意見聴取 8/17～9/3							
				市民意見交換会 8/29							

第1回有識者懇談会（令和5年7月4日）

論点	自治基本条例（仮称）に関する懇談会 平成29、30年度	条例骨子案 令和3年2月	市議会 総務委員会 令和3年2月1日	骨子案に対する意見募集	条例素案 令和3年8月	市議会 総務委員会 令和3年8月17日	素案に対する意見募集	条例案 令和3年11月	市議会 総務委員会 令和3年12月13日
常設型の必要性	第8回、第9回、第15回			13件	P2 P4 P5		9件	背景、経緯 第1条（目的） 第2条（定義）	
対象事項	第8回、第9回、第15回	P47	5件	10件	P5	1件	1件	第3条（自治基本条例第19条第1項に規定する境界変更）	
	第8回、第9回、第15回	P7	2件	15件	P6	3件	4件	第4条（自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項）	18件
投票資格者	第15回、第16回、第18回、第20回	P11		31件	P7	2件	52件	第5条（住民投票の投票資格者）	29件
必要署名数	第8回、第15回	P16	2件	9件	P9		9件	第6条（住民投票の請求）	
投票の選択肢	第9回、第15回	P32			P10		1件	第7条（住民投票の形式）	
				1件	P11		3件	第8条（代表者証明書の交付等）	
		P19		5件	P12	4件	2件	第9条（署名等を求める手続）	3件
手続き	第15回	P43		1件	P13	1件	3件	第10条（署名等を求めるにあたっての禁止事項）	3件
					P14		1件	第11条（署名簿の提出等）	
					P15			第12条（審査名簿の調製）	1件
		P22		2件	P16		3件	第13条（署名等の審査等）	
					P17			第14条（署名等の取消し）	
					P17		2件	第15条（署名等の効力等）	
手続き	第16回	P37		4件	P19		1件	第16条（実施の決定） 第17条（住民投票の期日）	
					P20			第18条（投票資格者名簿の調製等）	
					P21		2件	第19条（投票所）	
					P21			第20条（投票管理者及び投票立会人）	
					P21			第21条（投票資格）	
		P34			P22		3件	第22条（投票の方法）	
					P22			第23条（期日前投票等）	
		P34			P23		3件	第24条（無効投票）	
手続き	第15回	P40	1件	5件	P23		2件	第25条（情報の提供）	1件
		P43	2件	8件	P24		3件	第26条（住民投票運動における禁止事項）	1件
					P25		1件	第27条（開票所等）	
					P25			第28条（開票管理者及び開票立会人）	
成立要件	第15回、第16回	P26、P51		4件	P26		1件	第29条（住民投票の成立要件）	
投票結果の公表	第15回、第16回	P24		3件	P27		2件	第30条（開票結果の告示及び通知）	
					P27			第31条（投票及び開票）	
		P30	1件	2件	P28			第32条（再請求の制限期間）	
投票結果	第7回、第9回、第15回、第16回、第20回	P24		4件	P28		3件	第33条（投票結果の尊重）	12件
		P36			P29			第34条（委任）	5件
実施時期	第9回（政策過程のいつか？）								

## 2(6) 令和3年度住民投票条例案

### 令和3年度住民投票条例案

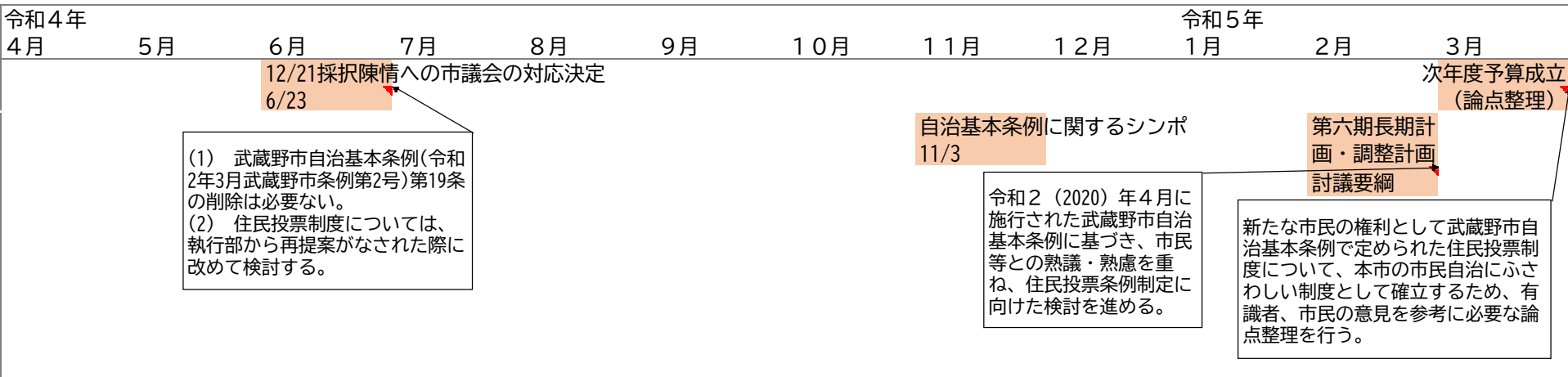
自治基本条例第19条に基づく制度の大枠	令和3年度住民投票条例案	争点となった意見
①廃置分合・境界変更 ・市長に発議する義務		
	境界変更は一つの丁目以上の規模とする 【自治基本条例改正案→住民投票条例とともに否決】	
②市政に関する重要事項	4条1項 市及び市民全体に影響を及ぼす事項 4条2項 除外事項	
・除外事項あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の権限に属さない事項</li> <li>・法令に基づく住民投票が可能な事項</li> <li>・市の組織、人事及び財務</li> <li>・金銭の徴収又は給付</li> <li>・特定の個人等の権利を不当に侵害</li> <li>・その他適当でないことが明らか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「市の権限に属さない事項」除外だが、但書「ただし、住民全体の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りではない。」があるので、対象になる可能性がある。</li> <li>○外国人の意向が国政に影響する可能性。</li> </ul>
	8条2項 市長が確認する	○市長が審査することの是非
・発案は市民のみ	5条1項 引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている者 2項 【条例案 定住外国人＝中長期在留者＋特別永住者】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「広義の参政権」であり、外国人には認められない。</li> <li>○選挙権に匹敵（報道、衆議院法制局）</li> <li>○外国人に乗っ取られる</li> </ul>
・要件を満たせば必ず実施	9条3項 2か月以内に、 6条 投票資格者総数の4分の1以上の署名を収集	○要件が厳しすぎる
・尊重する（法的拘束力がない） ・成立・不成立にかかわらず公表	29条 投票資格者総数の2分の1以上の投票で成立	○逐条解説「実質的な拘束力が生まれる」



## 2(7) 令和4年度

- 令和4年6月、令和3年度住民投票条例案否決時に採択された「住民投票条例の廃案、あるいは継続審議を求める陳情」への対応を市議会が決定。
  - 武蔵野市自治基本条例(令和2年3月武蔵野市条例第2号)第19条の削除は必要ない。
  - 住民投票制度については、執行部から再提案がなされた際に改めて検討する。
- 本市の市民自治にふさわしい制度として確立するため、有識者、市民の意見を参考に必要な論点整理を行うための経費を盛り込んだ令和5年度予算が市議会で可決、成立。

### 令和3年度住民投票条例案否決後（令和4年度）



## 2(8) 令和5年度当初予算案審議における意見

- ・ 論点整理は多角的な視点で丁寧にしっかりと行ってほしい旨の意見が出された

令和5年度予算特別委員会（令和5年3月15日）

【内山委員】 議論し、論点を整理した結果、現在の自治基本条例の19条に幾つか定められた部分についても、何か見直しをかけなければいけないということが発生するかもしれないかなというふうに思うのです。市民の方の中でもいろいろな議論がされていると聞いていますので、そうした場合はどのような方向性に——そうした場合というのは仮定の上の話なのであれですけども、論点整理というのは、かなり多角的な視点でしっかりと行っていただけないというふうに思っているのですが、そう考えてよろしいでしょうか。

【落合委員】 一昨年の住民投票条例のとき、本当に混乱した状況が発生して、正直不本意であった。我々も、議論を重ねようという状況は、皆同じような思いはあったのだけれども、ただ、あれだけの騒動になってしまったというのが本当に不本意なところで、ああいう事態を起こしたくないというのが一番の私どもの思いなのです。

その上で、今回論点整理をされるということで、それについては、私もそういうプロセスを踏んでいくというのは理解しているつもりだし、否定するつもりも全然ないのですけれども、まちなかで聞いている限り、いまだに住民投票制度は確かによくは理解していないし、理解できていないというか。何で今なのという意見もあったり、やはり賛否の意見を持っている方もいらっしゃるって、本当に様々あるので、そういった部分をきちんと一定程度踏まえた上での論点整理に行かないと、また同じようなことが起きるのではないかと心配なのです。

【落合委員】 あのときのような、いわゆる議論もできないような状況と言ったら語弊があるかもしれないですけど、それも、市民の方から言われるならともかく、何で市外の人からいろいろな意見をもらうのだという、それは意見としては受け止めますけども、でも、これはやはり武蔵野市としてどう考えるのだという大事な論点であると思うので、そこは本当に丁寧にやっていただきたい。

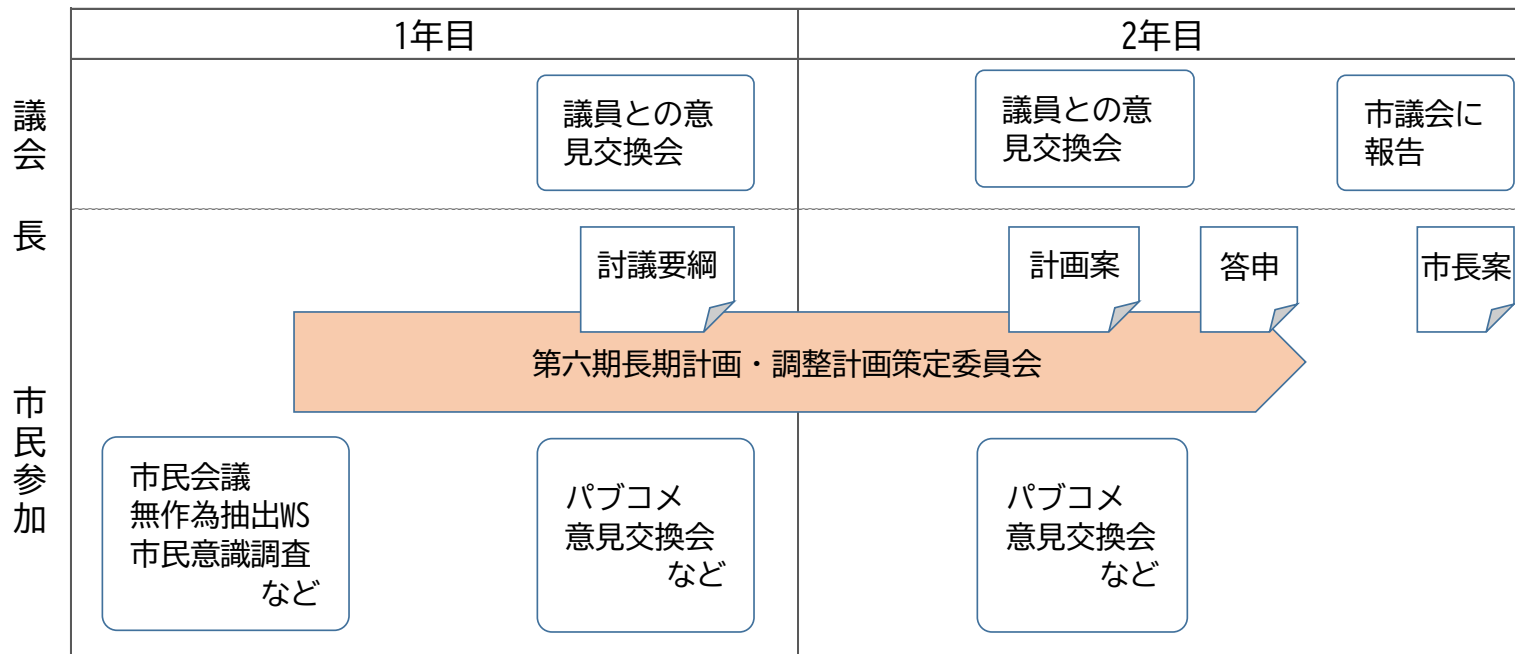
【深沢委員】 ちなみに、イギリスのジェームズ・ブライスが、地方自治は民主主義の学校であると言った。そしてまた、今我々は市民が主役だと言っているわけです。これは否定する人はいないと思うのです。だったら、その主役が、いざというでかい問題が出たときに、議会でも一つの、もちろん議論を淘汰して結論を出すとしても、それはそこに住むみんなで自分らのまちのことを決めていこうではないかと。私はこれは全然不自然ではない話だと思うのです、住民投票制度ということだけで言えば。

【小美濃委員】 まさしく先ほど他の委員もおっしゃっていましたが、もうあのような混乱は絶対に起こしたくない。このまま論点整理をしっかりとしないで進んでしまうと、また同じような混乱があるだろうな、自分が今できることは何なのだろうということで勉強いたしました。行き着いた先が、代表質問もそうでしたし、昨日の質疑もそうでしたけども、やはりどこかで議会の議決を入れるべきだというのが私のたどり着いた答えなのです。

### 3 本市の政策過程と二元代表制、市民参加

#### [1] 計画策定：第六期長期計画・調整計画（令和4，5年度）

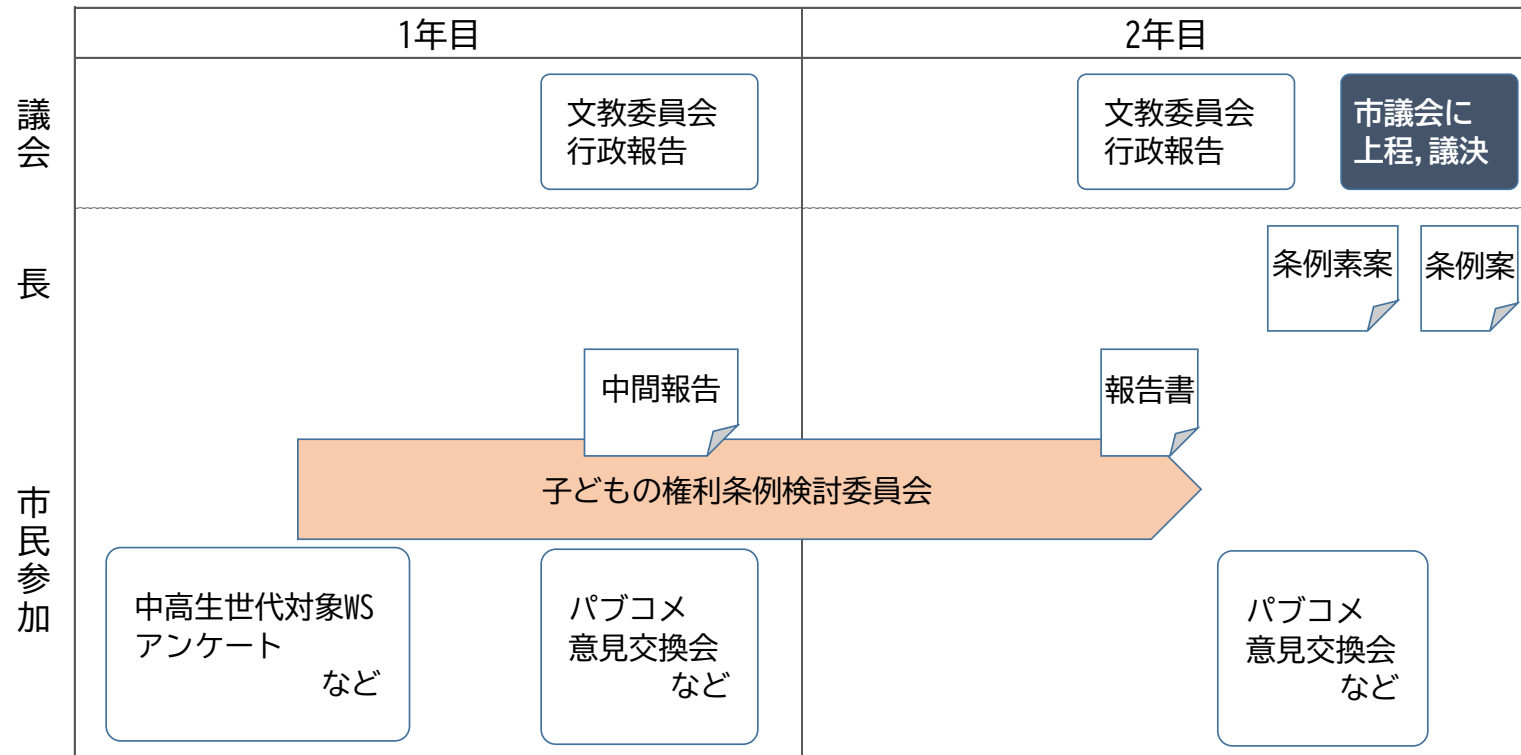
- ① 在住市民で構成される策定委員会が計画案を策定【策定委員会方式】
- ② 市民、議員、市長、職員各層の意見を踏まえ、策定委員会が相互調整を行う
- ③ 策定初期、討議要綱や計画案公表といった各段階で多様な市民参加手法を採用
- ④ 策定委員会答申を受け市長が計画を決定。調整計画の場合は議会に報告。
- ⑤ 長期計画の場合、「市政運営の基本理念及び施策の大綱」について議決が必要  
(長期計画条例第5条)



### 3 本市の政策過程と二元代表制、市民参加

#### [2] 条例制定：子どもの権利条例（令和3，4年度）

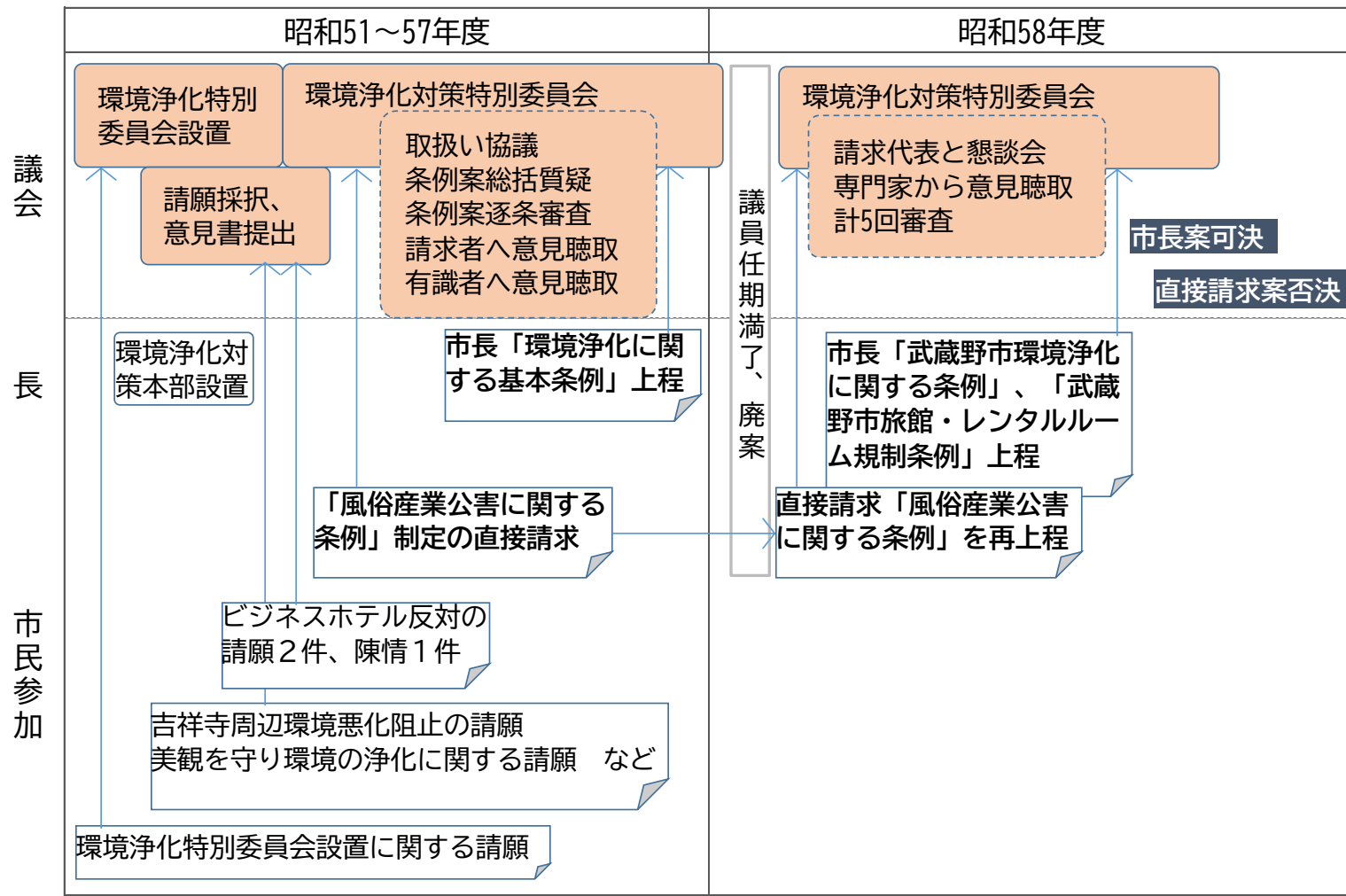
- ① 検討委員会をアリーナとして出された様々な意見等を参考に幅広い観点から検討。
- ② 検討委員会中間報告、条例素案の各段階で、議会文教委員会行政報告、パブコメ等実施。



### 3 本市の政策過程と二元代表制、市民参加

#### [3] 条例制定請求：風俗産業公害に関する条例制定の直接請求（昭和57，58年度）

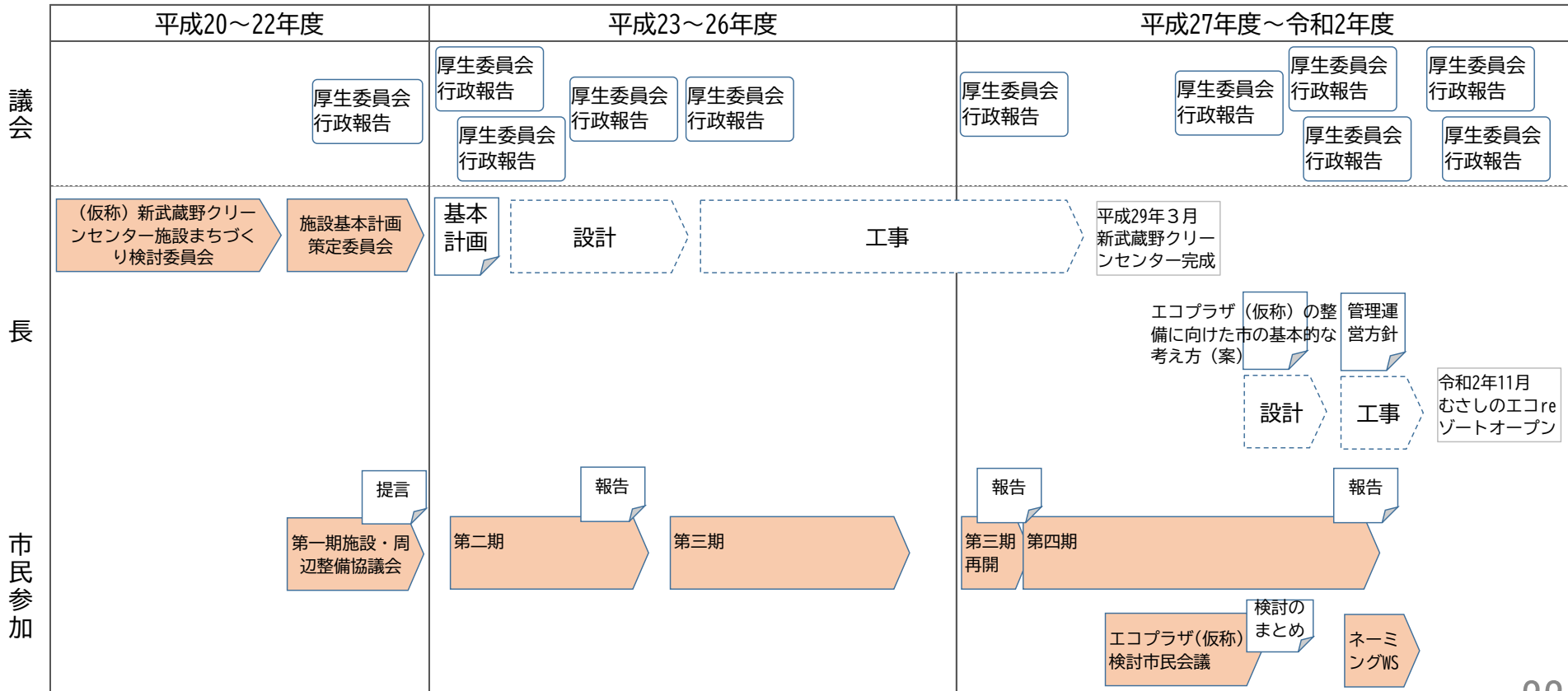
① 市議会特別委員会で審査。請求者や有識者への意見聴取等も行われた。



### 3 本市の政策過程と二元代表制、市民参加

#### [4] 施設建設：エコreゾート（平成21～令和2年度）

- ① 旧クリーンセンターのプラットホーム、事務所棟をリノベーションして整備。
- ② 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺協議会、エコプラザ（仮称）検討市民会議など、市民参加のもと検討が進められた。



## 4 自治基本条例に基づく市民参加の手続き

### 自治基本条例では必要最低限の市民参加の手続きを規定

- ① 自治基本条例15条
- ② 意見交換会及びパブリックコメント手続に関する規則

**【理念】** （第3条）（基本原則）情報共有、市民参加、協働、計画に基づく市政運営  
（第14条）市民が市政に参加する権利及び機会の保障

#### 【手続の原則（第15条第1項）】

- ・ 政策等の立案、決定の段階において、
- ・ その内容・性質に応じ、
- ・ 適時・適切な方法で、市民参加の機会を設けるよう努める。

（具体的手続の例）アンケート、意見交換会、ワークショップ、市民委員の公募、パブリックコメント、説明会、出前講座、意見の聴取 等

#### 【手続の特例（第15条第2項）】

- 意見交換会・パブリックコメントの双方を行うもの
  - ① 長期計画（調整計画）、重要な計画の策定
  - ② 市政運営全般に関わる条例の制定、改廃
  - ③ 市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると市長等が認める政策等の決定

#### 【手続の特例（第15条第3項）】

- 意見交換会・パブリックコメントを行わないことができる場合
  - ① 緊急に政策等を行う必要があるとき
  - ② 金銭の徴収等に関する政策等を行うとき
  - ③ 法令等の制定・改廃に伴う規定の整備等軽微な変更
  - ④ 地方自治法に基づく条例制定・改廃の直接請求があった場合

#### 【上記の他、詳細な手続については規則で規定（第15条第4項）】

- 募集方法、募集期間（原則2週間以上）、結果の概要及び意見に対する対応の公表 等

## 4 自治基本条例に基づく市民参加の手続き

両方必須	どちらか必須
自治基本条例15条2項	意見交換会・パブコメ規則3条1項
① 長期計画、重要な計画の策定	① 個別計画の策定・改定
② 自治基本条例、その他市政運営全般に関わる条例の制定・改廃	② 義務・権利関係条例の制定・改廃
③ 市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがある政策	③ その他市長が必要と認める場合

任意	
自治基本条例15条3項	意見交換会・パブコメ規則3条2項
① 緊急	① 自治基本条例15条3項
② 金銭の徴収又は給付に関する政策	② 市長等の組織の内部管理に関する計画の策定・改定
③ 法令等の制定・改廃に伴う規定の整備、軽微な変更	③ 法令等別の規定により意見聴取の手続が定められている場合
④ 条例の制定・改廃に係る直接請求	④ 既に国・東京都等が手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の条例の制定・改廃

<参考：議案第73号武蔵野市自治基本条例に関する付帯決議>

本条例の制定によって、武蔵野市の市民参加が、さらに充実し、市民福祉の向上が実現されなければならないと考える。ついては、市長等は、武蔵野市が関わる公共施設等の整備において、適時、適切に市民参加の機会を設けられるよう、強く求める。

以上決議する。

令和2年3月12日



## 5 今後の議論の進め方（案）

- ① 本市の市民自治にふさわしい住民投票制度として確立するため、  
考え方の整理が必要な論点は何か？
- ② 次回は、我が国における条例に基づく住民投票の歴史、自治基本条例19条の制度趣旨を踏まえながら、**常設型住民投票制度の意義から議論してはどうか？**

### 考え方の整理が必要な論点（事務局案）

第1回（7月4日）	(1)自治基本条例19条に基づく住民投票制度 フリーディスカッション（これまでの議論の振り返り） (2)考え方の整理が必要な論点は何か？（事務局案）
第2回（8月4日） 第3回（10月23日） 第4回（11月28日） 第5回（12月12日） 第6回以降（日程未定）	総論(1)常設型住民投票制度の意義 (2)二元代表制との関係（議決の要否、尊重義務など） 各論(1)成立要件 (2)対象事項 (3)署名数、署名期間、署名・投票運動、情報提供 (4)住民投票の執行者等手続きに関するその他の論点 (5)投票資格者 など
最終回（日程未定）	報告案